

第5期 第1回中野区環境審議会 議事録

1 日 時

令和元年6月7日（金）午前10時～

2 場 所

区役所4階 第1委員会室

3 次 第

《委嘱式》

- 1 委嘱状交付
- 2 区長挨拶

《中野区環境審議会》

議事

- 1 委員自己紹介及び事務局等の紹介
- 2 会長及び副会長の互選
- 3 審議事項の諮問
- 4 審議会運営上の申し合わせについて
- 5 中野区環境審議会の開催スケジュールについて
- 6 中野区の現状及び環境行政の概要について
- 7 第2期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告について
- 8 環境行動・意識調査（区民・事業者）の概要について
- 9 その他

4 出席者

(1) 出席委員（19名）

会長 大沼あゆみ、副会長 田中充、村上公哉、小澤はる奈、齋藤明美、高橋洋雄、須藤悦子、菊島末夫、才勝真紀、坂本清隆、横田信博、河西理恵、平田和弘、福嶋豊、荻野法一、関崎陽子、星野新一、早船時良、寺崎務

(2) 欠席者（1名）

池内裕子

(3) 事務局（6名）

岩浅環境部長、波多江環境課長、環境課地球温暖化対策係職員4名

(4) 審議会出席職員（17名）

企画部企画課長（代理）	森園 悠
総務部施設課長（代理）	後藤 守
総務部用地経理課長（代理）	秋山 敬子
総務部防災担当課長	山田 健二
地域支えあい推進部地域活動推進課長	伊藤 政子
健康福祉部生活衛生課長	菅野 多身子
環境部ごみゼロ推進課長	伊東 知秀
清掃事務所長	川本 将史
都市基盤部都市計画課長（代理）	清水 由紀
都市基盤部道路課長（代理）	田下 祐司
都市基盤部公園緑地課長（代理）	野中 裕介
都市基盤部交通政策課長	三王 徹哉
まちづくり推進部まちづくり計画課長	千田 真史
まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課	
中野駅新北口駅前エリア担当課長	石井 大輔
教育委員会事務局指導室長（代理）	四宮 範明
教育委員会事務局学校教育課長（代理）	小原 優子
子ども教育部子ども教育施設課長	
教育委員会事務局子ども教育施設課長（代理）	貞清 貴範

5 配布資料

資料 1	第 5 期 第 1 回中野区環境審議会次第
資料 2	第 5 期中野区環境審議会委員名簿
資料 3	審議会出席職員及び中野区環境審議会事務局
資料 4	中野区環境基本条例
資料 5	中野区環境審議会規則
資料 6	中野区環境審議会への諮問について
資料 7	審議会運営上の申し合わせについて（案）
資料 8	第 5 期中野区環境審議会の開催スケジュール
資料 9	新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）【抜粋】
資料 10	中野区の環境 平成 30（2018）年度版
資料 11	第 3 次中野区環境基本計画
資料 12	第 3 次中野区環境基本計画概要
資料 13	第 2 期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告
資料 14	環境行動・意識調査(区民・事業者)の概要

委嘱式

○環境部長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第5期中野区環境審議会を始めさせていただきます。

進行役を務めさせていただきます環境部長の岩浅と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきますと思います。

(資料1～14の確認)

以上、14点の資料と座席表をお配りさせていただいております。不足の資料がございます方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の予定ですけれども、まず委員の皆様へ委嘱式を行います。その後、引き続きまして、議会の開催と進めさせていただく予定でございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、第5期中野区環境審議会の委員委嘱式を執り行います。

本日は酒井区長が所用のため、白土副区長から委嘱状を交付させていただきますと存じます。

恐縮ではございますが、私のほうでお名前を読み上げさせていただきますので、順次その場でお立ちいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、大沼あゆみ委員。

○白土副区長

大沼あゆみ様。中野区環境審議会委員に委嘱します。

任期ですが、令和元年6月7日から令和3年6月6日まででございます。

令和元年6月7日、中野区区長、酒井直人。

よろしくお願いいたします。

○環境部長

田中充委員。

○白土副区長

田中充様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

(以降順次、白土副区長より、各委員に委嘱状の交付)

○環境部長

以上をもちまして、委嘱状の交付は終了させていただきます。

なお、本日ご欠席の池内委員につきましては、次回の審議会の冒頭にお渡

しをする予定でございます。

今期の審議会委員は総勢20名となっております。皆様、委員をお引き受けいただきまして、心より御礼申し上げます。

それでは、白土副区長よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

○白土副区長

改めまして、副区長の白土でございます。

本日はお忙しい中、第5期中野区環境審議会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

ご審議をお願いする事項については、後ほど諮問をさせていただきますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

私は環境部長を昨年の10月までしており、現在の中野区の環境基本計画については、2016年3月に策定をしたものになります。計画期間は2025年度までの10年間となっております、この計画に基づいて地球温暖化対策を進めてきたというところでございます。

二、三ご紹介いたしますと、2011年に開始したなかのエコポイントの見直しをさせていただいております。CO₂排出量の削減に熱心に取り組んでくださる世帯が約2,000世帯ございまして、最終的に登録者数は2,330世帯、2018年度末時点で対前年比のCO₂削減量の総量は288.1トンにつなげることができましたが、なかなか広がりが見られず、より多くの方に環境に配慮した行動をしていただきたいということで、2018年度から環境学習やイベントへの参加、あるいは廃油のリサイクルですね。こういった活動に参加していただいた方にポイント付与をする環境行動コースを設けました。今後、より多くの方にご参加いただけるように、いろんな活動にこの取組みを連携させていきたいと思っております。

次に、「なかの里・まち連携自治体」でのカーボン・オフセット事業でございます。

これは区外でCO₂の吸収量を増やすことによって、区内で排出されたCO₂と埋め合わせ、オフセットするというものでございまして、群馬県のみななみ町で、牧場跡地を「中野の森」として整備いたしまして、2014年度から5年間で約3万本の植樹、これを完了してございます。

今後は下刈等をしまして、木がだんだん成長により、CO₂の吸収量を増やしていくよう整備してまいります。

それから、福島県の会津のほうに喜多方市がございまして、そこでカーボン・オフセット事業を実施してまいりました。

この継続した取組みが評価されて、今年の2月には東北地域のカーボン・オフセットグランプリ東北支援賞をいただいたところでございます。

昨年度からは連携自治体との観光交流、それから経済交流を含めまして、観光交流のバスツアーを実施して植樹などの体験をしていただきまして、環境に対する意識を高めてもらうというような活動をしております。

ほかには2019年の1月に、中野区みどりの基本計画を改定いたしました。また、高齢者の熱中症対策ということで、高齢者会館のほうに集まっていたいただいて、クーラーの涼しいところで涼んでいただくというような取り組みもしまして、年間高齢者会館の利用人数が約4,700人増えたということで、熱中症予防対策にも取り組んでいるところでございます。

それから、2016年3月の中野区環境基本計画の策定以降、地球温暖化対策の国際的枠組みを定めたパリ協定が発効いたしまして、我が国においても気候変動適応法の制度を初め、さまざまな法整備が行われ、新たな取り組みが始まっているところでございます。

また、昨今ではプラスチックの問題を大分区民から指摘されておりますけれども、マイクロプラスチックによる海洋汚染、それから中国がプラスチックの受け入れをやめたので、その行き場の問題、さらにリサイクルを進めていく上での課題があるというような状況でございます。

中野区といたしましても、国や都の取り組みと連携いたしまして、地球温暖化等への施策をさらに充実させてまいりたいと思っております。

現在、中野区基本構想審議会を設置して、議論をしていただいているところでございますけれども、その中野区基本構想と、それに基づきます中野区の基本計画、これを定めていきたいと思っております。この環境基本計画についても、それらとの整合性を図りながら定めていきたいと思っておりますので、委員の皆様、それぞれの立場からいろんな議論をしていただいて、この区の環境基本計画改定に向けた答申をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○環境部長

ありがとうございました。

中野区環境審議会

○環境部長

それでは、第1回中野区環境審議会のほうに移らせていただきますけれども、開会いたします前に本審議会の根拠となります条例について、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

資料4をご覧ください。資料4の4ページでございます。

中ほどに第4章、環境審議会とございます。

第15条を見ていただきますと、環境基本法の規定に基づきまして、区長

の附属機関として審議会を置くことになっております。審議会には区長の諮問に応じて、基本計画に関すること、環境の保全に関する基本的な事項を審議いただくというものでございます。最終的には区長に意見を述べることで答申としていただければと思っております。

続きまして、資料5でございます。

こちらは、中野区環境審議会規則になります。

この1ページ目の中段の少し下です。第4条、審議会は会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集するというところでございます。

今回、新たに委嘱をさせていただきましたので、会長が互選されるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第1回中野区環境審議会を開催いたします。

本日、ご出席の委員は19名となっております。定足数は20名の半数以上でございますので、中野区環境審議会規則第4条に従いまして有効に成立しております。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議事1 委員自己紹介及び事務局等の紹介

○環境部長

それでは議事の1番、委員の自己紹介及び事務局の紹介を行います。委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思いますと思いますが、時間に限りがございますので、勝手ながらお名前とご専門もしくは所属団体、また、公募委員の方は関心のある事項等の紹介に限らせていただきたいと思います。

それでは、名簿に沿いまして、大沼委員からよろしくお願いいたします。

○大沼委員

慶応大学の大学員と申します。

私、経済学の立場から環境問題というのを研究しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員

名簿の2番目でございますが、法政大学社会学部の田中充でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

環境政策を全般に扱っておりますが、関心あることとしては温暖化対策であるとか、あるいは環境マネジメント、環境アセスメントなどもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○村上委員

名簿の3番目になります。芝浦工業大学の村上と申します。

私は専門が建築でして、その中で環境設備、建物の省エネルギーですとか、あるいは新エネルギーシステム、そういったものを専門にしております。よろしく申し上げます。

○小澤委員

名簿の4番目にございます小澤はる奈と申します。

環境自治体会議といいまして、自治体ネットワークの事務局の仕事をしております。

日常的にこういった環境基本計画の策定ですとか、もともとの専門はバイオマス系の資源循環を扱っていますが、今では気候変動から、市民参加から、さまざまな環境に関するところで自治体さんのお手伝いをするようなことをやっております。よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員

中野区町会連合会から参りました齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員

中野区清掃協力会から推薦をいただきました高橋と申します。中野区町会連合会の役員も仰せつかっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○須藤委員

中野・環境市民の会の須藤と申します。環境のNPOです。

第2期、3期も審議委員を務めておりました。今回も参加できてとてもうれしく思っています。

環境に関する取組みはすごく多いのですが、私たちは区民が考えて、区民の立場からできることをいろいろ考えてやっています。

ご興味のある方は、今回、映画会も上映する予定でちょっと用意してきましたので、お声をかけていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○菊島委員

公募委員の菊島でございます。

私の応募動機は、企業においてCSRを中心にやってきまして、企業の社会的責任ですね、これを果たす中で、いかに地域と共有できる、共生できるかということをテーマに20数年やってまいりましたので、そういうことが少しでも中野区民の、あるいは中野区の行政のために役立てればなということで応募いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○才勝委員

才勝真紀と申します。NPO法人生態工房というところで、主に都内の公園の自然再生などをボランティアの皆さんと一緒にやっております。どうぞ

よろしくお願いいたします。

○坂本委員

日本環境協会の坂本と申します。なかのエコポイントの実施の中で、環境商品コースが平成26年から新設されておりまして、その中でエコマークを活用いただき、私どもも協力させていただいているというところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○横田委員

東京都環境公社の横田と申します。よろしくお願いいたします。

私、東京都地球温暖化防止活動推進センターのセンター長を拝命しておりまして、都民の皆様、あるいは中小個人事業者の皆様の温暖化防止対策への支援をさせていただいております。皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

○河西委員

皆さん、こんにちは。東京電力パワーグリッド株式会社、荻窪支社の河西と申します。

荻窪となっておりますけれども、中野区、杉並区、あと練馬区の電力の安定供給のための対応のほうを行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○平田委員

東京ガスの中央支店から参りました平田と申します。よろしくお願いいたします。

我々中央支店は、例えば中野区様の小中学校に出張させていただいて、環境の教育ですとか、エコ活動などに参加させていただいております。

環境に優しい中野区実現のために何らかの形で役立っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○福嶋委員

おはようございます。積水ハウス株式会社の福嶋豊と申します。

財団法人の住宅生産振興財団の推薦ということで、以前から参加させていただいております。弊社のほうは住宅部門のハウスメーカーとして、ゼロエネルギーハウスを推奨しておりまして、住宅部門でのCO₂削減に少しでも貢献できればと思い、参加させていただきます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○荻野委員

次世代自動車振興センターの荻野と申します。

当センターは、電気自動車の購入者への補助、充電インフラ、水素インフラの事業者への補助というのをメインにしながら、電気自動車等の次世代自

動車の普及促進を目指している一般社団法人でございます。

私は、広報や調査をメインに担当しておりますので、またこちらのほうの審議会のお役に立てればと思っております。引き続きよろしく申し上げます。

○関崎委員

株式会社丸井グループのサステナビリティ部を担当しております関崎と申します。

4月に着任いたしまして、その前は中野マルイで店長をしておりましたので、中野には非常にご縁がございます。今、企業としても環境に対していろいろ取組みを進めておりますので、何かしらお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○星野委員

中野区商店街連合会副会長の星野と申します。

私は地域環境アドバイザーや、花と緑の祭典の委員も長くやっております、環境の問題には大変関心があります。商店街連合会としましてはエコバッグを推進しております、商店街のいろんなイベントでこういった環境問題の周知にお役に立てればと思っております。よろしくお願いたします。

○早船委員

中野区造園緑化業協会の担当ということで参りました、早船と申します。

緑を通していろいろ環境のことを勉強させていただいて、助言ができればと思います。よろしくお願いたします。

○寺崎委員

東京商工会議所中野支部の推薦で参加しております、寺崎務と申します。

建築設計事務所を営んでおります。どうぞよろしくお願いたします。

○環境部長

ありがとうございました。

続きまして、中野区環境基本計画に関連する部署の職員を紹介させていただきます。

名簿順に申し上げます。

(事務局職員の自己紹介)

議事2 会長及び副会長の互選

○環境部長

それでは、議事2番、会長及び副会長の互選に入ります。

これから審議会を進めていくに当たりまして、審議会の会長及び副会長を

決めさせていただきたいと思います。

中野区環境審議会規則第3条第1項及び第2項の規定に従いまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。

それでは、まず会長の互選を行いたいと思います。

本日、初めてお集まりいただいたということもございますので、もしよろしければ事務局のほうから推薦をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○環境部長

ありがとうございます。

それでは、会長は、前期の中野区環境審議会及び計画の効果的な実施を図るための中野区地球温暖化防止対策審議会において会長も務めていただきました、環境問題に造詣が深い慶応義塾大学経済学部の教授でいらっしゃる大沼委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○環境部長

ありがとうございます。それでは、ご了承いただいたということで、会長は大沼委員にお引き受け願いたいと思います。

恐縮ですが、席をお移りいただきまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○大沼会長

前期に引き続きまして会長を務めさせていただくことになりました、大沼でございます。

中野区の環境問題をより改善するに資するように、非常に効果的な計画というものを皆さんと一緒に提示していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○環境部長

ありがとうございました。

それでは、私の議事進行はここまでということで、以降は会長にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大沼会長

それでは、皆さんよろしく願いいたします。

それでは、続きまして副会長を決めさせていただきます。

副会長の互選ということですが、もし差し支えなければ、私、会長指名とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○大沼会長

ありがとうございます。

それでは、第2期中野区地球温暖化防止対策審議会でも副会長としてご尽力いただき、環境政策に大変ご造詣が深い法政大学社会学部の田中充教授に副会長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○大沼会長

それでは、ご了承賜ったということで、副会長は田中委員にお引き受け願います。

それでは、恐縮ですが、席をお移り願いまして、田中副会長からご挨拶をお願いします。

○田中副会長

ただいま皆様の互選で副会長に選任をいただきました田中充でございます。

規則を見ていただきますと会長の事故があるときにということで、私の経験上、幾つか副会長をさせていただいておりますが、ほとんど事故はありませんので、会長にお任せいたします。もし万が一事故がありましたらということでございます。どうぞよろしくをお願いします。

○大沼会長

ありがとうございます。

議事3 審議事項の諮問

○大沼会長

それでは、続きまして議事の3番、審議事項の諮問に入ります。

資料6、中野区環境審議会の諮問についてをご覧いただきたいと思います。

それでは、区長を代理して副区長から諮問をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○白土副区長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

中野区環境審議会会長様。中野区長、酒井直人。

中野区環境審議会への諮問について。

中野区環境基本条例第11条第3項及び同条第6項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

諮問事項。

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について。

諮問理由。

第3次中野区環境基本計画は、2016年3月、2016年度を初年度とし、2025年度までの10年間を計画期間として策定いたしました。

策定後3年を経過し、この間に環境基本計画策定当初とは状況が大きく変化しました。気候変動枠組条約の下採択された地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」が、2016年11月に発効いたしました。協定の目的の一つである気候変動の脅威に対応するため、2018年6月に「気候変動適応法」が公布され、同年11月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出削減の緩和策と気候変動への適応策を並行して進めることになりました。

また、国連総会によって採択された持続可能な開発のための2030アジェンダと、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」(SDGs)を受け、2016年5月に内閣総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が設置されました。この本部のもとで、同年12月には、今後の日本の取組みの指針となる「SDGs実施方針」が定められ、その後「SDGsアクションプラン」が策定され、官民を挙げて課題に取り組むこととされています。

このような国内外の状況を踏まえ、基本計画の改定が必要であると考えたものです。

あわせて、区は2020年度に向けて、中野区基本構想の改定及び中野区基本計画の策定を進めています。上位計画である中野区基本計画と、目標とする姿や取組み等について、整合性が図れたものとしていきたいと考えています。

以上の趣旨を踏まえ、基本計画の改定に当たっての基本的な考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について、ご審議をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○大沼会長

今、白土副区長から、中野区環境基本計画の改定の諮問を受けました。ただいまいただいた諮問に沿って十分に審議を行い、答申をいたしたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、白土副区長は次の予定がございますので、ここでご退室されます。

○白土副区長

よろしく願いいたします。

(白土副区長退室)

議事4 審議会運営上の申し合わせについて

○大沼会長

それでは、議事4番の審議会運営上の申し合わせについて、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。

事務局から申し合わせの範囲の説明をお願いいたします。

○環境部環境課長

それでは、資料の7番目の資料をご覧いただきたいと思います。

今回の審議会運営上の申し合わせについての案でございます。

1、委員の皆様が審議会に出席できない場合の取り扱いですが、委員の中で団体等から推薦された委員がご出席いただけない場合、会長はその委員にかわりまして所属する推薦団体等の方のご出席を認めることができることといたします。ただし、この場合、意見を述べることはできますが、採決に加わることはできません。

2、環境審議会の公開及び傍聴時のルールにつきまして、

(1) 会議は原則公開といたします。

(2) 傍聴時のルールですが、①録画、写真、ビデオカメラ、写真機能付き携帯電話等による撮影は原則できません。ただし、審議会の議決により許可した場合は、この限りではありません。②審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は退席を命じることができることといたします。

3、議事録について。

(1) 事務局は議事録をまとめるため、レコーダーで録音させていただきます。

(2) 委員の方には、審議会後でございますが、議事録の案をお送りいたしまして、確認をいただいた上で、議事録として作成をいたします。

(3) 議事録は中野区のホームページで公開をいたします。

(4) 議事録の発言者の氏名は原則として記載をいたします。

以上が案でございます。よろしくをお願いいたします。

○大沼会長

今、事務局から説明のあった審議会運営上の申し合わせ等について、いかがでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、事務局(案)のとおりとしたいと思います。よろしいですか。

○田中副会長

1点だけ。基本的にこの案でよろしいかと思うのですが、公開という関係で会議資料の取り扱いはどうなるのか、これは事務局に確認したいと思います。

○環境部環境課長

会議資料についても公開するようになっておりますので、同じような取り扱いです。

○大沼会長

会議資料についても公開ということでございます。

議事5 中野区環境審議会の開催スケジュールについて

○大沼会長

それでは、議事5番、中野区環境審議会の開催スケジュールについてに移らせていただきます。

では、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○環境部環境課長

それでは、お手元の資料8をご覧ください。

第5期中野区環境審議会の開催スケジュールでございますが、お手元の資料のとおり、令和元年度につきましては4回ほど、それから令和2年度も4回を予定してございます。

第1回目は本日6月7日でございますして、記載の内容で執り行うように考えてございます。

2回目につきましては、後ほど最後にお諮りいたしますけれども、8月7日の水曜日の午後2時からを考えてございます。

その後、第3回から4回までにつきましては、12月中旬、2月中旬を予定させていただき、審議をいただきまして、令和2年7月に答申をいただければと考えてございます。

その後、令和2年11月上旬に、答申を踏まえました環境基本計画の素案のたたき台のご報告と、その後の手続を経て翌令和3年3月下旬にパブリックコメントの結果の報告や、決定した環境基本計画の報告ということで考えてございます。

なお、下の※ですけれども、今回の環境基本計画の改定に当たりましては、区の上位計画である中野区基本構想の改定、中野区基本計画の策定に整合性をとれるように配慮をして、ご審議をいただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○大沼会長

ありがとうございます。

今年度が、今日を含めまして4回、それから来年度も4回の開催というスケジュールになっております。最後の第8回が再来年の3月ということで、

約1年と9か月になりますけれども、こういったスケジュールで開催していきたいと思いますが、進捗状況により変更もあり得るということです。

この審議事項及び開催スケジュールについて、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

才勝委員。

○才勝委員

※の2番目ですけれども、この整合性を合わせるというのは、中野区基本構想と中野区基本計画の策定のスケジュールやこちらの新規の資料等も、私たちはいただいて見られるような形なのでしょうか。どのように整合性を図っていききたいのかがちょっとよくわかりません。

○環境部長

今、基本構想改定のためのさまざま審議会を開催しております、その中で中野区としての基本構想にどういった盛り込みをしていくか、これから決まるものですから、それを踏まえて中野区の基本計画という、環境だけではなくて全般の計画をつくることになっております。その進捗状況で、中野区の環境についてもこれを取り組もうというような意見が出た場合に、こちらの審議会でもご紹介させていただきまして、それを踏まえて環境に特化した計画のほうをご議論いただきたいというものでございます。

今のこのスケジュールで、基本的には基本計画や基本構想のスケジュールに合わせて組んでおりますので、今のところこのままいけるという予定ですが、必要に応じて他の審議会での情報についてはご紹介をさせていただきたいと思っております。

○大沼会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事6 中野区の現状及び環境行政の概要について

○大沼会長

議事6番、中野区の現状及び環境行政の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○環境部環境課長

それでは、資料9から資料12につきまして、説明をさせていただきます。

中野区の状況や環境行政の概要について、説明をさせていただくものでございます。

最初に資料9、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）を抜粋してい

るものでございます。

期間は、表紙に書いてあるとおり、平成28年度から平成37年度の、西暦で言えば2025年度の中野区の最も基本となる計画でございますが、この改定作業が今申し上げたとおり審議をされている状況でございます。

1枚おめくりいただいて、その中で環境行政や地球温暖化対策に関連するものについてご説明をさせていただきます。

目次の中で第2章、未来への扉をひらく8つの戦略の中の戦略Ⅲとして、環境共生都市戦略（サステイナブルなかの）と記載されてございます。展開1として環境負荷の少ない低炭素社会、展開2として良好な生活環境が守られているまちと記載されております。

次に、7ページをご覧ください。計画の基本的考え方でございます。さらに8ページの2、将来を見据え対応すべき社会状況等について、10ページをご覧ください。（5）地球温暖化への対応という項目がございます。温室効果ガスの増加により気候変動がもたらされ、深刻な環境問題になっており、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」だけでなく、水害対策や熱中症対策などの「適応」を進めることが求められています、という記載がございます。

中野区の区政運営の基本となる計画の中に、こうした考え方を前提として、将来を見据えていくということが記載されていることを押さえていただければと思います。

続いて、15ページをご覧ください。

未来への扉をひらく8つの戦略のうち、戦略Ⅲを抜粋させていただいておりますが、先ほど申し上げた環境共生都市戦略の展開1について、次ページ以降、環境負荷の少ない低炭素社会に向け、CO₂削減、積極的な再生可能エネルギーの活用やごみ減量、みどりの確保などの項目が掲げられているところです。

また、19ページのところをご覧ください。展開2は良好な生活環境が守られているまちとして、衛生環境、動物愛護、騒音や振動、悪臭などへの適切な対応や感染症を媒介する害虫や動物等から地域を守る取組みをしていることも掲げているところでございます。

中野区の10か年計画の環境施策に関する部分については、説明は以上でございます。

続きまして、資料10の中野区の環境という薄緑色の冊子がございます。

これは中野区の環境白書として毎年作成しているものです。平成30年度版というのが最新のものですので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きいただいて、中野区の地形ということで、蝶のような形をしているのが中野区でございます。

総人口は、2の人口のところなんですけれども、平成30年1月現在では32万8,683人。なお、平成31年に入りましてからは33万人を超えており、増加傾向でございます。

人口密度も下のほうに書いており、1平方キロメートル当たり2万1,083人ということで、23区の中でも上から1、2を争う高い値になってございます。

それから、4ページの下のほうをご覧ください。3. 住環境のところでございますが、中野区の特色として昭和30年代以降の人口の急増、急激な宅地化に伴って、自然の緑地や農地が激減して、その結果、過密な市街地が形成されるということになっており、住宅地を結ぶ道路の約7割が幅員4.5メートル未満という狭い状況になっております。

下のほうに緑被率の記載があり、中野区全体で平成28年の調査によると16.14%ということになっております。平成19年度はちょうど十数年前になりますけれども、緑被率と比較をすると、0.23ポイント減少しております。この要因としては、土地の相続等に伴って宅地開発が進み、お屋敷にあった緑の減少が進んでしまったことが考えられます。

一方では、公共の公園の整備は進んでおりますので、みどり率のほうに目を向けますと、みどり率というのは緑で覆われた部分だけでなく、街路樹や草地、公園に敷設された広場、河川、水路などを含んだ面積を区全体の面積で割った率ですけれども、これは0.08ポイントの減少にとどまっております。

それから、4. 産業構造のところですが、事業所数は平成26年経済センサス調査では1万2,917社となっております。従業員4人以下が62%を占めているということで、小さな事業所が多いというのが特徴でございます。

区内産業に関しましては、生活に密着した小規模な小売、サービス業などの第三次産業が大きな比重を占めておりまして、建設業や製造業等、二次産業の割合は低いという特色がございます。

次に、11ページをご覧ください。地球温暖化防止条例でございますが、中野区が取り組むべき4つの対策を定めております。図になっているので見やすいかなと思います。

一つ目が、住宅や事務所の断熱性を高めること。

二つ目は、12ページに移りまして、再生可能エネルギーを利用した設備や省エネルギー性能の高い家電製品を選びましょう、という呼びかけ。

三つ目は、環境に配慮した製品、エコマークなどの商品を購入しましょう、という呼びかけ。

四つ目は、13ページに移りまして、自動車を購入するときはCO₂排出量の少ないものを選びましょうと、こういったことを条例で定めましてパンフレットなどをつくり、普及啓発をしているところでございます。

さらに13ページには、地球温暖化防止対策審議会の記載もさせていただいています。こちらは、この対策の効果的な実施ということで、環境基本計画の中の施策をどう進めていくのかということにつきまして、専門的にご審議をいただいたものでございます。後ほど、この第2期の地球温暖化防止対策審議会の審議報告をさせていただきます。

資料10の中野区の環境につきましては、以上で説明は終了させていただきます。

次は、資料11をご覧くださいませでしょうか。

これが、第3次中野区環境基本計画となっております。冊子になっているものでございますが、まず第1章、計画の基本的な考え方ですけれども、第2次環境基本計画の策定後に、平成23年の東日本大震災とそれに起因する原子力発電所の事故をきっかけに、国のエネルギー政策の枠組みや地球温暖化対策の見直しがされたことを背景として、平成28年に中野区環境基本計画を中野区のほうで策定しております。

次のページに、基本計画改定の考え方といたしましては、地球温暖化対策を中心にして、重点的に取り組むテーマを決め、区民、事業者、区が一体となって取り組むことを考え方の基本としております。

続いて、3、計画の位置づけというところでございます。

囲みの中の図をご覧くださいませると、区政全体の環境に関する指針ということで、中野区みどりの基本計画、右側のほうに関連計画として記載してありますが、みどりの基本計画や一般廃棄物処理基本計画をリードする計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含むものという位置づけになってございます。

4ページの基本計画の期間でございますが、今現在の計画は平成28年度から10年間とし、その中でアクションプログラムを5年間含めております。

5ページに移らせていただきますと、第2章といたしまして、中野区を取り巻く環境の現状と課題ということで、世界の動向、それから国の動向、東京都の動向ということで順次記載をしてございます。

国の動向といたしましては、第5次の環境基本計画を平成30年4月に出されておまして、持続可能な社会に向けた基本的な方向性を含めて、重点

戦略として、経済、国土、地域、暮らし、技術、国際社会の視点で、国は横断的な戦略を設定していくということで、この計画の後に出されたものです。そのため、それについて記載はないのですけれども、補足をさせていただきたいと思います。

それから、東京都の動向につきましては、平成28年3月末に、東京都は基本計画の改定をしており、その中で2030年度までに温室効果ガスの排出量を、2000年比で30%削減ということ掲げていたところです。その後、5月に都知事が2050年に都内で排出されるCO₂量を実質ゼロにしていくという独自目標を掲げるということが表明されておりました、今後、この動きが具体化していくのだろうと考えております。

それから、15ページに移っていただきますと、中野区の環境の主な現状と課題について、中野区では温室効果ガスの排出量96%以上をCO₂が占めているとの記載があります。

それから、16ページの帯グラフをご覧ください。中野区では民生（家庭）部門の割合が50%、民生（業務）部門が29%を占めております。このことから家庭や小売の店舗等において、CO₂排出削減に努める必要性があるということ記載しているものです。

次に、駆け足で恐縮ですけれども、25ページの第3章をご覧ください。将来像と目標実現に向けた4つのプロジェクトということで、1のめざす将来像ですが、低炭素なライフスタイル、温暖化への気候変動の影響に適応したまちづくり、「ごみゼロ都市・なかの」の実現、みどりによるうるおいを感じるまちが掲げられております。

10年後に実現するまちの姿として、地球環境にやさしいライフスタイルが日常生活に根づいている、エネルギーの面的管理がされ、建築物の低炭素化の進んだまち等が掲げられております。

26ページをご覧ください。

具体的な削減目標ということで記載がございまして、これは27ページのエネルギー消費量の削減目標を記載させていただいております。電気やガスの固有単位に熱量換算係数を掛けたもので、J（ジュール）という単位で記載されているものです。

エネルギー消費量の目標に関しまして、2020年度に10,289TJと書かせていただいております。

これに関しましては、目標の達成がされつつあって、現在は9,209TJに変更しているところです。また、年次が進んでいきますと、目標が達成される見込みが大きくなるということで、2025年度の目標も変更していくような形をとると予測をしているところです。

それから、環境基本計画の削減目標として、エネルギー消費量についてですけれども、計画の進行管理に関しましては、環境審議会や地球温暖化防止対策審議会において意見を伺うとともに、環境施策に関連する庁内組織として、中野区環境関連施策調整会議において、環境施策の総合調整や効果的な計画の推進を図っているというところでございます。

以上で説明を終わります。

○大沼会長

ありがとうございました。

今、ご説明いただきましたが、何かご意見やご質問等はございますでしょうか。

○田中副会長

それでは、二つ質問なのですが、一つは資料9ですが、これは現行の平成28年4月に発表された基本計画でしょうか。

先ほどの区が現在策定しようとしている基本構想については、今日ご紹介いただいた資料9とは別の内容で審議されている、こういう理解でよろしいのでしょうか。これが1点目です。

それから2点目は、冊子をご説明いただいた環境基本計画の3ページのところに、計画の位置づけをご説明いただいております。これは区民にかかわったことでの確認ですが、色塗りの中野区環境基本計画の中に、温暖化対策実行計画の区域施策編というのが含まれているということで、これを含むものとするというのは明文化されています。

そうすると、この環境基本計画の目次を見たときに、区域施策編というのはどのあたりに入っているのか。この計画の中のどのあたりが区域施策編なのか、これもご紹介いただけるとありがたいと思います。以上になります。

○大沼会長

ありがとうございました。それでは、事務局からお願いいたします。

○環境部長

新しい中野をつくる10か年計画の中の基本計画というもので、10年間の計画になっております。先ほど申しましたように、現在これをつくる前の段階で、基本構想で区としての方針、10年後の姿を現在検討しております。基本構想が決まった段階で次の新しい基本計画というものをつくるということになっています。それができますのが来年度の後半になります。

それまでは、現在の計画は生きておりますので、それまでの中野区の動きにつきましては、今、ここにお配りしております10か年計画というもので進めていくというものでございます。

その中で、仮に環境に関する考え方ですね、10年後の姿等で変更があっ

た場合には、その都度、こちらの審議会にもお示しをさせていただいて、新しい計画のほうに反映をさせていきたいと考えているものでございます。

○環境部環境課長

3 ページの基本計画の環境基本計画の位置づけの中で、区域施策編というものがこの計画のどこに当たるのかというご質問です。

最初のページから24 ページまでは、現状と課題を分析した部分でございます。計画に当たるといえることといえば、具体的には25 ページ以降のめざす将来像から始まって、目標設定の考え方や、それからページを送っていただくと、アクションプログラムの部分の体系図が34 ページに載っておりますけれども、これも含んで個々のアクションプログラムの部分でステップを記載し、63 ページまでが計画になるという考えでございます。

○田中副会長

少しだけ補足しておきます。

先ほど資料6で、審議会の諮問で区長のほうから、今、中野区で基本構想をつくっていて、2020年度に向けて基本構想と区の基本計画の策定を進めている。これと、本計画である環境基本計画の整合性が図られたものにしていきたいと、このように区長が要望されていて、それを受けて先ほど才勝委員から、そういう資料はきちんと提示されるのかという質問・要望があったと思います。

したがって、今日ご紹介いただいた資料9は現行計画だということは理解しましたが、この審議会に資料として今後ご提示いただければよいと思うのは、現在策定している基本構想や基本計画、そういう資料が出てきて、そういうものを受けながらこちらの計画の環境基本計画の策定作業を進めたほうがいいのではないかと思います。どうぞご検討をお願いしたいです。

○環境部環境課長

基本構想の審議会で提出をされている資料については、おそらく随時こちらのほうにも提供ができると思いますので、それを提示するということはしていきたいと考えております。

○大沼会長

ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。須藤委員。

○須藤委員

資料10の第3次中野区環境基本計画の31 ページに、計画の進行管理というのがありますね。

ここに、先ほどのご説明では、中野区地球温暖化防止対策審議会及び中野区環境関連施策調整会議を中心にしてP D C AによるC h e c kをするとい

うご説明がありました、具体的にどのようになるのかということをお教えしていただきたいと思ひます。

というの、前回の審議会のときにも、結局Planはつくるのですが、その後、そのCheckがどうなったのかというのが、私たちが最後に見守れなかったという状況があるの、このあたりのことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大沼会長

事務局から願ひします。

○環境部環境課長

こちらの計画の中に、先ほど申し上げましたアクションプログラムというものをつくらせて、実際にどんなときに、どんな施策を区の中でやっていくかということの部分については、環境関連施策調整会議といひまして、関連するさまざまな課の管理職を集めまして、アクションプログラムに載っている施策が1年間でどれだけ進んだかというように報告してもらひ、一堂に会して進捗管理をする会議というのを設けております。

それと、環境基本計画そのものについては、地球温暖化防止対策審議を設置してござひまして、その中でアクションプログラムも含めてどのような状況なのか、施策や政策がどうやって区で進められているのかということについては、そこの中でご議論をいただくような仕組みをとってござひますので、基本計画ができてアクションプログラムをつくりますと、地球温暖化防止対策審議を2年間設置いたしまして、そこで計画の進捗についてさまざまご意見をいただくCheckの仕組みをとってござひます。

○須藤委員

それを、どのように皆さんと共有できるのか、どのように公開されるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

例えば、この場で答申が出て、それがどうなったかというのはすごく気になりますよね、答申した者としては。そういったことをこの委員もそうですけれども、それ以外に区民に対しても、こういうことが審議されて、こういう計画で動いたけれども、結果、今ここまで来ていますよというようなことを、どういった形で共有していただけるのかなということなんです。

○環境部環境課長

アクションプログラムの進捗状況については、第2回の環境審議の中でご提示申し上げてご意見いただきたいと思ひます。

○大沼会長

才勝委員。

○才勝委員

今のお話に関連してですが、この環境審議会の位置づけというのが、環境基本計画の改定に当たって意見を述べるみたいな位置づけだと私は理解しているのですが、それはこのP D C AだとP l a nに当たると思います。

D oとC h e c kとA c t i o nというところまでが、我々の仕事の位置づけになっているかどうかがわかりにくくて、つまりこの31ページに、計画の進行管理体制の1番目に環境審議会が入っているのですが、P l a nをつくるだけではなくて、D o・C h e c k・A c t i o nも我々の仕事として含まれているということなのではないでしょうか。

○環境部環境課長

基本的に、区が行う事業についてですので、実質的に言うと、もちろん区民の方や業者の方に協働してやっていただくという位置づけもありますけれども、一般的にはD oの部分は区が中心になると考えていただいていると思います。C h e c kはしていただき、A c t i o nは行政がして、今度またP l a nに反映させる部分については、審議会の皆さまにしっかり意見をいただいて、計画を立てていただくと、ご理解いただければと思います。

○才勝委員

ありがとうございます。P l a nに反映するというのが最も大事なことだと思うのですが、私も以前、第3次の前の第2次の基本計画について、この計画がどの程度実行されているのかについて、中野区に問い合わせたことがあります。確かそのときの回答が、「第3次ができていますので、今はそちらに移行しています」みたいな回答をいただきまして、第2次の計画がどの程度実行されたのかどうかについては、「わかりません」とはおっしゃっていませんでしたと思うのですが、明確に提示できるものがないような回答だったような気がしました。おそらく須藤委員と同じ考えかと思いますが、そういう計画に対しての結果について明確な資料がどのようなものなのか、それが次の計画に反映されるというのは当然そうなのですが、その間の過程についてお聞かせください。

○大沼会長

環境行政に詳しい田中副会長。

○田中副会長

ありがとうございます。

私も環境審議会においてその進行過程に関わってきていますので、その点に関して私の理解を申し上げます。

間違えた点や不足の点があったら事務局から補足をしてください。

つまり、このP D C Aというのはいろんな意味を持っていて、恐らく日常業務の中でもP D C Aを回しているし、一般的には1年ごとにP D C A

を回すというやり方もありますね。

そして、おそらくこの審議会の役割というのは、何年かに1回計画策定時にこうしたP D C Aをきちんと回す。つまり計画をつくるP l a nをするときに、これまで行ってきたD o（実施）してきたこと、それから実施した結果ですね、これをC h e c k（評価）して、そのC h e c k（評価）の中からどういうことを見直したらいいかということ審議の結果としてまとめて、これを次の計画に反映する。

よって、審議会の役割というのは、これで言うとP D C AのP l a nなのですが、当然ながらC h e c kとA c t i o nがこの審議会の中に取組みあるのだと考えております。

おそらく、中野区環境関連施策調整会議というのがあって、これが区の中での設置網等に基づいて設置をされていて、庁内でこういうことをしっかりやっていくと。ですから、その実施した結果の評価と、その見直しですか。これは、おそらく一定期間で行っていてP D C Aを回している。それを、この審議会が、何年かにまとめて、計画の中間見直しとか、最終見直しをするときにそういう役割を担うのだと、そういうふうに私は理解しています。

事務局としては、いかがでしょうか。

○大沼会長

事務局からお願いします。

○環境部環境課長

第3次の計画に関するアクションプログラムの実績をまとめたものについては、区議会のほうに議会資料で報告し、区政資料センター、中央図書館で閲覧できるようになっております。

○大沼会長

それでは、他に違った観点でのご質問はよろしいですか。

○須藤委員

少し重なるところもあるのですが、今のご説明の中で、中野区環境関連施策調整会議というのは内部の会議ですよ。

先ほどから資料の中で、中野区のC O₂排出量は民生部門がすごく多いというようなお話がありましたので、このP D C Aのところでも、本当はD oのところもC h e c kのところも役所の中だけでやるということではなくて、昔、2008年に中野区で温暖化対策協議会というのがスタートして、商工会とか、あと学識の方とか、町会連合会とか、商工連合会、あと東京ガスさんや丸井さんもいらしたと思うのですが、そういった形で区内の30人ぐらいいると思われるメンバーでキックオフしたことがありました。しかしそれは、キックオフだけで終わってしまったんですよ。

そういったことを踏まえて、もう一度協議会や、区民が行政と一緒に協力しているいろんなことをやっていけるようなことがあれば、進行過程がちょっとわかりにくいなとか、どうなっているのかというようなことがなくなるのかと思います。

今後の審議会の中で、いろいろ協議していただければと思っています。

○大沼会長

ありがとうございます。非常に建設的なご意見をいただきました。

今ということでも結構ですので、次回の審議会までに、何かこういったことがあるんじゃないかというようなことCheckする場などについてお話しいただければと思います。

○環境部環境課長

はい。

○大沼会長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございませんか。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員

ありがとうございます。

2点申し上げたいと思います。

先ほど須藤委員から、今の計画の結果をどのように共有して公表されるのかというご質問があったかと思いますが、おそらく公表のツールとして、この中野区の環境白書というものを作成して公表されているという位置づけなのだと思うのですが、ざっと拝見しますと、この環境白書の構成と現行の環境基本計画の構成がリンクしていないので、あまり計画の進捗管理ですとか、その結果の公表のツールとして正しく機能しているかということ、いまひとつかなという印象を率直に持っています。

ですので、これから検討していくに当たって、計画でどういうものを盛り込むかということももちろん大事なのですが、こういった形でその情報を取りまとめて、庁内で共有して区民に公開していくかというところまで含めて、しっかり議論していきたいなと考えています。

それから、もう一点ですが、基本構想が来年の後半に出てくるというご説明を伺いました。そうしますと、こちらの検討のほうがスケジュール的に早いのですよね。7月には答申を出すということですので、できあがってきた基本構想に基づいて我々が意見を出すということは現実的にはできないんじゃないかということをお慮しています。

もちろん途中経過で、こういった資料が出てきて、あちらでどういう議論

がされているというインプットはいただけると思いますので、それをベースに環境基本計画のことを検討していくことはできる、しなければいけないと思いますが、むしろ我々の中で議論していることを基本構想に上げていく。あるいは基本構想の後の区の全体の基本計画に上げていくという、情報の上からおりてきたものを受けてどうこうというよりも、我々のこの計画で考えていることを全体に反映していくというような意識をより強く持っていただけるほうがよろしいのではないかというふうに考えました。

以上です。

○大沼会長

今のご意見は、1番目のご意見については、もっとこの白書について、環境基本計画と整合的にするようというのですが、これについて。

○環境部長

説明が言葉足らずで申しわけございません。

基本構想が出来上がるのは来年度の後半になりますけれども、基本構想の審議会の答申は今年度中盤に出ます。そこで素案を策定しますので、素案から策定までのステップが1年近くかかるものですから、その時期ごとにこちらのほうの審議会にも情報は提供させていただきたいと思います。

本日参加している中にも、基本構想を所管しています企画課の職員も来ておりますので、こちらのご議論についても基本構想の事務局のほうには伝わるようになっておりますので、そこで連携をとっていきたいと思っております。

○大沼会長

基本構想については、環境基本計画より早く内容がわかるということですが、今、おっしゃられたように、その中にもこちらから何か反映できることがあれば、そういったこともしていければと思います。

あと、1番目についてはいかがですか。

○環境部環境課長

中野区の環境という冊子があるのですけれども、確かにおっしゃるとおり、環境基本計画の構成などの方式にはなっていないのかと思うのですけれども、1年間の実績を主に書いてあるというようなものになっております。今後、基本計画に照らしてどうなのかということについても、ある程度わかるような記載をするべきなのかなという考えを持ちましたので、改善できるところはしっかり改善していきたいと思っております。

○大沼会長

よろしく願いいたします。

○田中副会長

おそらく今、事務局がお答えになっているのですが、環境白書というのは条例第12条に基づいて作成するもので、区の環境の現状や実態、取組みの現状、また、条例第11条に基づく環境基本計画については、特段それについての報告を出すというふうにはなっていないです。ですから、小澤委員のご指摘は、その環境基本計画の報告と白書を重ねたらどうでしょうかというご意見だと思います。それは一つの有力な方法だと思います。

それから、もう一つは、これは国などもそうですが、いわゆる年次報告書という基本計画に基づくものと、白書というのを別途につくるというやり方もあります。これは事務局がちょっと大変な作業になりますので、余り強くは言わないのですが。

もう一つは、その両者の折衷案のようなものかと思いますが、白書の中に環境基本計画、年次報告書的な環境基本計画進捗状況という章を設けて、そこに盛り込むと。そうすると、全体的にカバーできると思いますので、何かいい工夫をしてみたらどうかというのは私の提案です。

それから、さっき須藤委員がおっしゃられたように、ぜひ区民の側、事業者の側も計画の進捗状況に関わるような体制や、取組みが必要ではないかと思います。これもとても大事な指摘で、行政が中心に取り組むことが多いのですが、区民会議のようなものや、温暖化協議会、あるいは環境対策協議会のような形で区民、事業者の参加も得るようなことを、ぜひ工夫されたいのではないかと思います。

○大沼会長

ありがとうございます。

そういったことも、今後この審議会の中で意見をしながら、集約していければと思います。

それでは、時間の関係もございますので、次の議事に移ってよろしいでしょうか。

議事7 第2期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告について

○大沼会長

それでは、議事の7番、第2期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

○環境部環境課長

今、ご紹介されたものは資料13になります。

第2期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告でございます。平成30年7月に審議会から区長に提出をされました報告でございます。まず2ページの「はじめに」をご覧ください。これまでの経過を記載しているもの

でございます。

平成23年7月に地球温暖化防止条例を定めて、審議会を設置して、第1回目の審議会を行い、平成24年3月から平成26年3月まで、この地球温暖化防止の4つの対策に係る制度のあり方や仕組みについてと、今後区が地球温暖化防止対策として取り組むべき施策や事業について審議をされたものです。

審議結果については、第4回環境審議会に報告をされ、審議、答申を経て、平成28年3月に、第3次中野区環境基本計画、先ほどご報告申し上げたものが策定されています。

3ページをご覧ください。第2期の審議会につきましては、平成28年9月から平成30年8月末まで開催され、4ページに委員の皆さまの名簿があり、第3次中野区環境基本計画の推進を図るため、アクションプログラムについて審議をされた経過をまとめて書かせていただいたものになっております。2年間で4回開催し、特にカーシェアリングやなかのエコポイントCO₂削減コース、連携都市とのカーボン・オフセット等々の審議をして、区に報告を行ったという経過がございます。

カーシェアリングについて、この審議内容に少しだけ触れますけれども、区の施設である駐車場を活用してはどうか、カーシェアリング事業者による電気自動車とかハイブリッドの超低公害車を使用したカーシェアリングを検討してはどうかという意見をいただいたところです。それから、エコポイントの改善についての意見もいただいております。

さらに、連携都市とのカーボン・オフセットについては、白土副区長の挨拶の中にもございましたけれども、着々と進めてございまして、みなかみ町のほうでは3万本の植樹を終えたところでございます。環境基金の寄付なども年々件数も少しずつ伸びているというような傾向がございます。

この報告には含まれてはいませんが、森林の再生応援ということで、都市に住まわっている住民の方が、環境のためということで寄付をいただいた場合に、魅力的な制度になるようにということで、ヒノキの木を使った感謝状を贈呈することや、My記念コースとあって、たとえば結婚記念等で1,000円程度の寄付をいただいた場合に、木製のみなかみ町のストラップを記念品として贈呈するなど、参加しやすい制度ということで直近ではいろいろ改善しているところでございます。

雑駁ではございますが、以上で地球温暖化防止対策審議会の報告を終了いたします。後ほど、お読み取りいただきたいと思っております。

○大沼会長

ありがとうございます。

昨年の7月に審議報告を区長へ提出したものですけれども、これについて何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事8 環境行動・意識調査（区民・事業者）の概要について

○大沼会長

議事の8番、環境行動・意識調査（区民・事業者）対象の概要について、事務局から調査の概要についてのご説明をお願いいたします。

○環境部環境課長

それでは、資料14をご覧くださいと思います。

環境行動・意識調査（区民・事業者）の概要でございます。

環境問題につきまして、区民や事業者の方にアンケートをとるということをごさいますして、調査目的といたしましては、区民や事業者の環境に対する意識の一体版といたしまして、今後策定する環境基本計画や環境施策の検討をするための基礎資料ということを目的に実施するものです。

実施後はこの審議会にご報告いたしまして、答申に生かしていくこと、それから私どもの答申をいただいた後の環境基本計画の素案の作成に生かしていきたいと考えております。

調査対象でございますが、現時点の予定で、区民につきましては中野区全域から20歳以上の男女個人ということで1,500人の無作為抽出で行うことを考えています。

それから、事業者の方でございますが、これは区内全域の事業者の中から500事業者を無作為抽出いたしまして、アンケートをするというふうに思っております。

調査の概要ですけれども、郵送を考えてございまして、調査期間につきましては9月上旬から下旬。設問数につきましては、おおむね8ページ仕立てで、問いは20問程度を考えてございます。

集計方法は、単純集計とクロス集計ということで、必要に応じて行いたいと思っております。

現在、この調査の設問の内容等につきましては、区のほうで検討してございますが、次回の審議会の際にその案について、お示しをしたいと思って検討しているところでございます。

以上でございます。

○大沼会長

ありがとうございます。

9月に行う調査について、この質問内容については次回の審議会でご紹介

したいということです。

これについて何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員

調査で、今回中野区は家庭部門が多いというのが非常に特徴だと思うのですが、そういった意味では区民の調査というのは非常に重要だと思います。

その際に、30万人のうち1,500人抽出していますが、こういった標本数の選び方ってというのはどういった形を考えているのでしょうか。

○大沼会長

ここでの無作為抽出というのは、どういう形なのでしょう。事務局からお願いします。

○環境部長

通常中野区で行っております無作為抽出というのは、男女別と地域別で、ある程度の人口の比に合うような形で抽出をさせていただいてやっているというのが一般的な方法です。

○村上委員

地区の人口バランスは考えられているということですね。

○環境部長

通常考えております。

○村上委員

わかりました。ありがとうございます。

○大沼会長

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

才勝委員。

○才勝委員

ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、人口33万人に対して1,500人という数字は、十分に信頼できる結果が得られるものなのでしょうか。

○大沼会長

はい、これは大丈夫です。十分統計的に信頼できる数です。

○才勝委員

ありがとうございます。

○大沼会長

ほかの委員からは何かございますか。よろしいですか。

それでは、今の内容についてほかにご質問、ご意見がないようでしたら、議事の9番、その他に入ります。

議事 9 その他

○大沼会長

特にこちらから準備したものはないということですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

菊島委員、お願いします。

○菊島委員

全体的なことですから大体理解できましたけれども、一つお願いごとがありますのは、できるだけ事前に資料を頂戴いたしたい。当日ですと、すぐに内容を理解できない部分もありますので、郵送でもメールでも結構ですので、十分勉強する時間をいただきたい。お願いいたします。

特に最後の意識調査は、一般的に興味があることであろうから、ぜひともそうしていただきたい。よろしくお願いします。

○大沼会長

これについては、いかがですか。

○環境部環境課長

できる限りメールで事前につくってお送りしたいと考えております。皆様に事前に情報を提供するというのは大事なことだと思っておりますので、努力をしたいと思います。

○大沼会長

事前に情報提供いただけるということで、もし、当日何か変更したいこととかがあったら差しかえていただければいいのかなと思います。

他に何かございませんでしょうか。

○田中副会長

2点ございまして、一つは最後の議題でアンケート調査、意識調査のことがございましたが、おそらくこれは何年かに1回こういう調査を計画見直し等に合わせてやっているとしますので、前回のアンケートの段階で行った項目を、ある程度引き継ぐといえますか、つまり前からどういう変化が出てきたかということを見る上では、ある程度の項目の重なりも必要かなと思っています。

もちろん今の時代に合わせて幾つか新しい課題について尋ねることも必要かと思っておりますので、継続しつつ、また新しい要素を入れていただきたいというのが1点でございます。

それから2点目は、本日最初のほうに、私が申し上げた案件で、申し合わせの中で会議の公開の話がございました。そのとき資料のことをなぜ申したかと言いますと、おそらく資料も公開するという意味合いは、傍聴に来られ

た方には、その資料をお渡しするという意味かというように理解をしました。

会議録はホームページに載せているのですが、資料をホームページに載せるかどうか。これはなかなか微妙なところがあります。

中野区の審議会の開催状況等を検索してみたところ、資料はホームページ上で公開されていないように思えました。ですから、資料の扱いをどうするかというのは事務局で検討していただいて、おそらく今日の須藤委員のご意見を踏まえると、区民に公開したほうがいいのではないかというご意見だと思いますので、ホームページ上で公開するというのとは一つの考え方だと思います。ただ、それに伴ういろいろな制約や、掲載上の容量の問題等もあるかと思しますので、よく事務局で整理をしていただいて、この申し合わせの中にきちんとそういうことを書いたらいかがでしょうかと思いました。

以上になります。

○大沼会長

ありがとうございます。

公開については、今ここで、どの程度がいいかというのは、いろいろ検討いただかないとわからないと思いますので、次回までにこれもお願いできればと思います。

○環境部環境課長

はい、わかりました。

○大沼会長

できる限り公開の方向というのは、やはり今の流れでは当然なのではないかと思しますので、こういったことを踏まえて、ぜひ、よろしく願いいたします。

ほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○大沼会長

それでは、ほかにご意見がないようでしたら、本日の議事はこれで終了いたします。

今回の議事録は、申し合わせでもお話ししましたが、事務局から委員の皆さんへ案を送付いたします。それをご確認いただいた上で、作成、公表いたします。

特にご質問とかご発言された方、自分の発言された内容について、一度確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○環境部環境課長

少し事務連絡をさせていただきたいのですけれども、よろしいですか。

恐れ入ります。本日は大変ありがとうございました。事務連絡を2点ほど

させていただきます。

今回の開催通知は郵送させていただいたのですけれども、今後、この開催通知等については、メールアドレスをいただいている方につきましては、メールでお願いしたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○大沼会長

よろしいですか。

(異議なし)

○環境部環境課長

それから、メールアドレスをいただいていない方や、メールに支障があるという委員の方につきましては、郵送の対応をさせていただきますので、事務局のほうまでお伝えをいただければと思います。

それから、もう一点が、本日皆様にお配りした資料でございますが、次回以降も使うものが含まれておりまして、紙をあまり無駄に使わないようにするということがありますので、必要な資料につきましては、また、開催通知でご連絡いたしますけれども、次回も今回の資料をお持ちいただきたいと思っております。しかし、重たいということもあるので、こちらでお預かりすることも可能でございます。そのように希望される方はお申し出いただければお預かりをいたします。

それから、特に配付資料のこれまでの計画等々につきましては、配付資料9番から13番ですね、これは毎回のよう参考に使っていただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

席札を手提げ袋に入れて事務局で保管いたしますので、区での保管を希望する方は、そのまま机の上に手提げ袋ごと置いてお帰りいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○大沼会長

お持ち帰りになった委員の方々も、次の会議のとき、毎回使う資料についてはお持ちいただきたいと思っております。

それでは、次回の日程について、事務局からお願ひいたします。

○環境部環境課長

次回の日程でございますけれども、8月7日水曜日の午後2時から午後4時を予定してございます。日にちが近づきましたら、改めてご連絡いたしますが、皆様のご予定に入れていただきますよう、お願ひをしたいと思います。

○大沼会長

ありがとうございました。

才勝委員。

○才勝委員

3回目以降は、どのぐらい前に日程が決まるのでしょうか。

○環境部環境課長

8月の段階で決めることになると思うのですけれども、なるべく早めに決めたいというふうには思っております。

○才勝委員

ありがとうございます。

○大沼会長

遅くても審議会の最後に、「次回は何日です」と言えるぐらいにはできると思います。よろしくお願いします。

今、お話しいただきましたように、次回の審議会は8月7日水曜日の午後2時からです。よろしくお願いいたします。

○環境部環境課長

場所については、区役所の本庁舎ではできると思うのですけれども、会議室の確保を調整しているところですので、ご通知のときにお伝えできるようにします。

○大沼会長

通知の際に、会議室もお知らせするということです。

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

それでは、以上をもちまして、第1回中野区環境審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○環境部環境課長

なお、中野区役所内のタイムズ駐車場をご利用の方は、駐車券にスタンプを押しますので、事務局までお申し出ください。その後、1階警備室で無料になるための処理を受けてください。本日はどうもありがとうございました。